

令和6年度 放課後児童クラブ入室案内

放課後児童クラブは、保護者の就労などにより昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や長期休暇において家庭に代わる生活の場を確保し、放課後児童支援員が適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

■ 入室要件

令和6年4月に春日部市立小学校および春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。以降「学校」といいます。）に在籍する児童の保護者が、次のいずれかの要件に該当する場合。

①	就労などにより、昼間常時留守になっている家庭で、児童の保育ができない場合（日曜日を除き週4日以上で1日4時間以上就労しており、かつ帰宅が午後3時以降となることが条件）
②	疾病または障がいなどにより、児童の保育ができない場合
③	在宅の病人などの看護にあたるため、児童の保育ができない場合
④	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合
⑤	大学や専門学校などに通学し、①と同程度児童の保育ができない場合
⑥	出産または産じょくなどの理由により体調が整わない場合
⑦	その他市長が必要と認める場合

※ 通年利用のため、長期休暇（夏休みなど）のみのお預かりはしていません。

■ 保育時間

区 分	保 育 時 間
学校の授業がある日（月曜日から金曜日）	放課後から午後7時まで
学校の休業日（土曜日、夏休みなどの長期休暇、学校の代休日など）	午前7時30分から午後7時まで

※ お迎えは、勤務終了後速やかにお願ひします。保育時間外のお預かりはできません。

■ 休室日

日曜日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

※ 気象状況や災害などにより危険が予測される場合または感染症の流行などの場合は、臨時に休室することがあります。

■ 保育料・おやつ代

- 1 保育料 一人月額 9,000円
- 2 おやつ代 一人月額 2,000円

- ① 保育料には**減免制度**がありますが、**別途申請が必要**になります。
- ② おやつ代は実費負担となりますので、減免制度はありません。
- ③ 保育料・おやつ代は、原則、月途中の入退室でも月額全額負担となります。
- ④ 期日までの納付がない場合は、法的措置を取らせていただく場合があります。

◎ 納入方法

口座振替による納付にご協力をお願いします。納付書による窓口納付をご希望の場合、入室月の中旬に、保護者あてに納入通知書を郵送します。

※ おやつ代は指定管理者が管理し、納付方法は口座振替のみとなります。

Web登録、その他おやつ代に関しては、トライグループへお問い合わせ下さい。

【指定管理者】株式会社トライグループ 春日部市放課後児童クラブ事務局 048-753-5080

※ 令和6年度以降の指定管理者は変更となる場合があります。

■ 入室手続き

市役所1階こども育成課放課後児童クラブ担当および庄和総合支所2階 福祉・健康保険担当で、入室申請に必要な書類（以降「申請書類」といいます。）を配付します。市内の放課後児童クラブ、保育所・保育園（認可外保育園は除く）、認定こども園および幼稚園にも置いてあります。次の申請書類を記入のうえ、以下の受付場所へ提出してください。

※ 令和6年1月4日（木）以降、こども育成課は新庁舎3階へ移転します。

1 申請書類（入室申請書などは市公式ホームページからダウンロードすることができます）

- ① 放課後児童クラブ入室申請書
- ② 児童生活状況調査書
- ③ 利用を必要とする理由を証明する書類

（家庭の状況などにより、別途、必要な書類を提出していただくことがあります。）

必要とする理由	証明する書類
保護者および同居人(令和6年4月1日時点で60歳未満)が就労している場合	就労証明書（証明日から2か月以内のもの） ※ <u>保育所就労証明書の写し</u> でも可
就労している保護者および同居人の勤務時間や休日が不規則の場合	直近2か月分のシフト表・勤務表・タイムカードの写しなど、勤務実績のわかるもの
保護者および同居人が疾病などの場合	医師の診断書・障害者手帳の写しなど
在宅の病人などを看護している場合	看護対象者の障害者手帳の写し・介護保険証の写し・医師の診断書など
災害などの復旧に当たっている場合	り災証明書（全壊や半壊など）
就学している（する予定の）場合	在学証明書（合格通知書の写し）および時間割など
出産予定の場合	母子手帳の写し(母の氏名および出産予定日記載箇所)

- ④ 放課後児童クラブ保育料減免申請書（保育料の減免を申請する場合）

2 受付日時および受付場所

（一次受付分を選考後、定員に空きがある場合に二次受付分を選考します。）

4月入室	受付期間	受付場所	結果通知予定
一次受付	令和5年11月11日（土） ～13日（月）	市役所別館5階 会議室 9：00～17：00	2月中旬
二次受付	令和5年11月14日（火） ～令和6年2月2日（金） (土・日・祝を除く)	① 市役所1階 こども育成課 放課後児童クラブ担当 ② 庄和総合支所2階 福祉・健康保険担当 8：30～17：15	3月中旬

3 注意事項

① 令和6年4月分から保育料の**減免**を受けるには、令和6年2月29日（木）までに減免申請書をこども育成課へ提出してください。なお、現年度の市民税額が確定次第、再判定を行い、保育料が変更となる方には7月に改めて通知いたします。

※ 詳細は減免の案内をご参照ください。

② 現在放課後児童クラブに在籍している児童が、令和6年度も**継続して入室を希望**する場合は、入室している放課後児童クラブへ申請書類を提出してください。また、きょうだい（入室前の児童を含む）がいる場合はあわせて放課後児童クラブへ提出してください。

③ 郵送による申請は、一次受付は令和5年11月13日（月）、二次受付は令和6年2月2日（金）までの消印が有効となります。

※ 封筒・郵送料はご負担ください。また、郵送事故による不着については対応できませんのでご了承ください。

■ 入室の決定

入室の決定は、児童の学年や、保育を必要とする家庭の状況などにより選考を行い、決定します。利用希望者が定員を超えた場合、待機となる場合があります。

1 放課後児童クラブの保育料やおやつ代および保育施設の保育料や給食費を滞納している場合、放課後児童クラブに入室することはできません。

また、入室決定通知後であっても、申請内容に変更があった場合などの書類の提出がないときや入室要件を満たしていない事情が発生した場合などは入室を取り消すことがあります。

2 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童や、特別支援学級に在籍または在籍予定の児童および持病などがある児童は、集団生活における注意点などについて、保護者と本人を交えた面接を行いますので、必ず申告してください。

3 同一小学校内で分割している放課後児童クラブへの入室は、市が調整を行います（きょうだいは、原則、同一クラブとします）。

4 育児休業から職場復帰をする場合や雇用開始日が月の途中の場合は、実際の勤務開始日が入室日となります。慣らし保育期間はありません。

5 新規入室者の保護者を対象に、入室前（3月中旬頃）に各放課後児童クラブにて、注意事項、持ち物、おやつ代などに関する説明会を行います（動画配信となる場合があります）。

■ 年度途中の入室

年度途中での入室申請は、入室を希望する月の前月20日（閉庁日の場合は翌閉庁日）までに申請書類を市役所1階 こども育成課放課後児童クラブ担当または庄和総合支所2階 福祉・健康保険担当へ提出してください。

郵送による申請は、入室希望月の前月13日までの消印が有効となります。なお、入室要件を満たしていない場合や申請書類に不備などがある場合は、要件・書類が整ってからの審査となり、審査月の翌月以降の入室となります。

入室の可否などに関する通知書は入室月の前月25日頃までに郵送します。各放課後児童クラブの入室状況によっては、一定期間、入室を見合わせていただく場合があります。

■ お迎え等

児童が事故や犯罪に遭わないために、帰宅または習い事などで降室する場合は、保護者（保護者の指定する祖父母、友人、ファミリーサポートセンターの提供会員などでも可）に児童のお迎えをお願いしています。当日の再登室はできません。**必ず午後7時までのお迎え**をお願いします。

■放課後児童クラブの電話番号および定員等

ク ラ ブ 名	施設区分	電話番号	定員※
粕壁放課後児童クラブ1・2	○	755-5101	100
内牧放課後児童クラブ1	○	755-5102	90
内牧放課後児童クラブ2	◎	755-5615	
豊春放課後児童クラブ1・2	○	755-5103	90
武里放課後児童クラブ	●	738-4911	70
幸松放課後児童クラブ1・2	○	755-5104	85
豊野放課後児童クラブ	◎	738-4912	70
備後放課後児童クラブ	○	738-4916	60
八木崎放課後児童クラブ1・2	○	755-5105	110
八木崎放課後児童クラブ3	○	755-5113	
牛島放課後児童クラブ1・2	◎	755-5106	100
緑放課後児童クラブ	○	738-4918	70
上沖放課後児童クラブ1	○	738-4919	140
上沖放課後児童クラブ2	○	737-6132	
正善放課後児童クラブ1・2	◎	738-4920	75
立野放課後児童クラブ1・2	○	738-4921	109
立野放課後児童クラブ3	○	761-3388	
宮川放課後児童クラブ	◎	755-5107	50
藤塚放課後児童クラブ	◎	738-4922	70
小淵放課後児童クラブ	◎	755-5108	70
武里南放課後児童クラブ1・2	○	738-4913	77
武里西放課後児童クラブ1・2	○	738-4914	90
南桜井放課後児童クラブ1	●	718-0700	75
南桜井放課後児童クラブ2	◎	746-5112	
川辺放課後児童クラブ1・2	◎	746-0212	115
川辺放課後児童クラブ3	○	746-5000	
桜川放課後児童クラブ1・2	○	747-0101	100
中野放課後児童クラブ	○	746-8488	70
江戸川放課後児童クラブ	ランチルーム	748-2100	40

※ 施設区分は○学校敷地内専用施設、◎教室施設、●学校隣接地専用施設です。

※ 定員の110%まで入室を受け入れています。

■放課後児童クラブ入室選考指数表

学年基準		調 整 基 準	
児童	指数	細 目	指数
1年	20	保護者の就労時間が1日あたり5時間を超え、かつ就労時間の終了時刻が午後6時以降である	+1
2年	18		
3年	14	保護者のひとりの通勤時間が片道1時間以上である	+1
4年	10		
5年	8	保護者のひとりが単身・海外赴任、長期入院などにより不在である	+2
6年	6		
		ひとり親家庭である	+3
		入室対象児童が障害者手帳を有している、特別支援学級に在籍または在籍予定、もしくは障がい有していることの医師の診断を受けている	+15
		保護者のほか、健康で就労していない60歳以上の祖父母および同居人がいる	-1
		保護者のほか、健康で就労していない60歳未満の祖父母および同居人がいる	-3
		保護者のひとりの就労時間が1日あたり5時間以下または就労時間の終了時刻が午後3時以前である	-3
		前年度の放課後児童クラブの利用日数が8日未満だった月が3か月以上ある	-5
		お迎え遅れが月2回以上あった月が2か月以上ある(公共交通機関の遅延、災害、事故などを除く)	-40
		保育料などに滞納があり、納付誓約書またはその他納付の意思を確認する必要な書類の提出がない	-50
		特別調整	
		合 計 指 数	

※指数がマイナスの場合は入室できません。

■問い合わせ

春日部市子ども未来部こども育成課 放課後児童クラブ担当
048-796-8193 (内線2597・2598)